

(別紙)

定期監査の結果に関する措置状況

※指摘事項の () 内が報告書の該当ページとなります。

1 監査の結果

(1) 財務事務

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指摘事項に対する措置状況	所 属
委託契約の履行確認 (2ページ)	各月の業務完了後に実施すべき検査を行わず、会計年度終了後に一括した完了検査を行っており、検査による履行確認を適切に行っていない。	今後は受託者からの事業報告に基づき、毎月の検査を遅延なく実施してまいります。	児童青少年課
代金支払いにおける請求書 (2～3ページ)	請求書の日付が空欄であり、請求日が明確でないため、請求書の請求日を明らかにするとともに、遅延がある場合は、契約約款に基づいた遅延利息金の支払いを行われたい。	今後は日付が記載された適正な請求書に基づいた支出を行ってまいります。	児童青少年課
代金支払い (3ページ)	支払いの手続きを怠り、支払い手続きの完了確認も行われることなく、会計年度終了後に一括して支払いがなされている。	今後は受託者からの事業報告に基づき、毎月の検査を遅延なく実施し、支出を行ってまいります。	児童青少年課
処遇改善経費の支出 (3～4ページ)	本経費について、支出根拠が明確ではない。また、理由なく支払いが遅延している。	今後は事業実施に関する意思決定を行うとともに、適切な時期に支出を行ってまいります。	児童青少年課
契約代金の支払い (4ページ)	検査完了後から事業者への支払いまで3か月以上経過しているものがあった。	支払い状況の確認を徹底し、適正な契約代金の支払いに努めます。	学務課
	検査完了後から事業への支払いまで2か月以上経過しているものがあった。	事業者には速やかな請求書の提出を求めるとともに適切な時期に支出を行ってまいります。	児童青少年課
指定管理料の支払い (4～5ページ)	協定書に定めた支払時期を最大2か月以上過ぎて支払いを行っているものがあった。	事業者には速やかな請求書の提出を求めるとともに適切な時期に支出を行ってまいります。	児童青少年課

適切な見積書の徴取（５ページ）	随意契約の際、見積書の徴取がなされなかった。	指摘以後、適正に見積書の徴取等を行っています。	第一中学校
		今後随意契約を結ぶときは、まず契約条項その他見積りに必要な事項を示して、二人以上から見積書を徴し、最善を選択するようにしてまいります。	茗台中学校

（２）事務及び事業

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指 摘 事 項 対 する 措 置 状 況	所 属
働き方改革実施計画について（１７ページ）	①副校長の超過勤務が２００時間を超えた場合の原因 ②教員の在校時間が週６０時間を超えている場合の原因 以上の２点について調査を行い、対応を検討する必要がある。	副校長に対しては、年度当初から副校長を補佐する非常勤職員を配置しましたが、年度途中から病気休暇等を取得した教員のかわりに、副校長が学級担任とならざるを得なくなり、副校長業務が勤務時間に遂行できなくなったため、超過勤務が増加しました。 また、教員の在校時間については、留守番電話サービスの設置等により、１１月以降は、在校時間が減少した事例も把握しています。 今後は、面接指導等を通して、長時間労働につながっている教員の原因等を把握し、在校時間の減少につながる取組を行っていきます。	教育指導課
働き方改革実施計画について（１７ページ）	副校長の支援を進めるとともに、教員の負担軽減と教育の質の向上に向け、引き続き取り組みを求める。	令和２年度は、スクール・サポート・スタッフの配置により、副校長を含めた教員の事務を補助し、負担の軽減を図ります。 また、部活動指導員を増員することにより、部活動に伴う教員の負担軽減にも努めます。 さらに、教職員向けの庶務事務システムを導入することにより、副校長等の勤怠管理の軽減に努めるなど、働き方改革を推進していきます。	教育指導課

2 組織及び運営の合理化に関する意見

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指摘事項に対する措置状況	所 属
支払遅延における大きなリスク事案の発生と内部統制について（18ページ）	重大な支払遅延が発生しないよう、現状の課題を把握し、対応策を十分検討し、内部統制体制の構築に取り組まれない。	教育委員会においても、支払い遅延が発生しないよう、内部統制体制の構築を図るよう努めてまいります。	教育総務課
物品の管理について（18～19ページ）	各部署においては、物品管理規則に基づき適正な管理を行うとともに、物品事務統括部署においては全庁的に物品管理規則に基づいた物品の適正な管理が行われるよう、指導を行うよう求める。	教育委員会においても、物品の不適切な保管・廃棄等がないよう、物品管理規則に基づき適正な管理を行っていくよう努めてまいります。	教育総務課
契約事務について（19ページ）	各部署においては、内部統制体制を適切に構築することが必要である。統括部署においては、適切な契約事務の執行が組織的に確保されるよう取り組まれない。	教育委員会においても、内部統制体制を構築するとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう努めてまいります。	教育総務課